相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市東和町安俵三区五九番地
一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　阿部　金作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日
岩手県北上市本通り四丁目八番二八号伊藤ビジネスハイツＧ一
相続財産管理人　司法書士　石川　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市浜五五番地、最後の住所宮城県気仙沼市新浜町二丁目二番六号
被相続人　亡　小野寺秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日
宮城県気仙沼市赤岩老松四一番地二　弁護士法人東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　東　忠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡上野合村大字小幡一〇七番屋敷、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川澄　ふみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日
茨城県水戸市笠原町一五七六番地の五
相続財産管理人　飯野　勤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田小川町二丁目二番地、最後の住所千葉県大網白里市季美の森南一丁目四番地四　被相続人　亡　澤田　雄三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日
千葉県鴨川市横渚一五二四番地六　小林裕明司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　小林　裕明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市追分町二二番地、最後の住所東京都八王子市追分町二〇番三号
被相続人　亡　岡部千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東向島二丁目九一番地、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋四三六番地の二　被相続人　亡　吉澤　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥一―一〇―二ダイアパレスＳＴ一階湯河原法律事務所
相続財産管理人　弁護士　林　服子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市吾潟二二〇番地、最後の住所横浜市神奈川区片倉二丁目四七番七号ふれあい荘三　被相続人　亡　菊池　眞人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日
横浜市青葉区市ケ尾町五三四番地一一
相続財産管理人　司法書士　山崎　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市植木四四七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小泉　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日
事務所横浜市中区山下町八九―六　プライムタワー横浜ビル三階　よこはま山下町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　飯島奈津子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市名東区富が丘四番地一二、最後の住所名古屋市名東区望が丘三〇四番地の二コーポふじがおか二〇七号
被相続人　亡　五十川志保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日
名古屋市中村区名駅三丁目二三番六号第二千福ビル九階　森戸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森戸　尉之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区糸屋町二丁目三〇番地、最後の住所京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字宮脇一番地八二　被相続人　亡　岡田　安子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日
事務所京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町二四　三条ＣＯＨＪＵビル六階　東洞院法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤井　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市藤江一二七七番地、最後の住所兵庫県明石市藤江一八〇七番地
被相続人　亡　馬田　勳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日
神戸市中央区御幸通六丁目一番二〇号ＧＥＴＥＸ　ＡＳＣＥＮＴ　ＢＬＤＧ七階
神戸Ｈ．Ｉ．Ｔ．法律事務所
相続財産管理人　弁護士　久米　知之

第51期決算公告

平成29年3月17日
愛知県清須市寺野花笠100番地
中部キリンビバレッジサービス株式会社
代表取締役　大野　雅義

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	450,233
	固定資産	406,561
	合計	856,794
負債及び純資産の部	流動負債	874,206
	引当金	7,551
	負債	762
	資本金	△ 18,174
	株主資本	10,000
	剰余金	△ 28,174
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△ 30,674
	（うち当期純利益）	(5,167)
	合計	856,794